

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月20日

(宛先)  
川口市長 殿

提出者  
住 所 埼玉県川口市西新井宿180  
氏 名 川口市立医療センター  
川口市病院事業管理者 大塚 正彦  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 048-287-2525

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

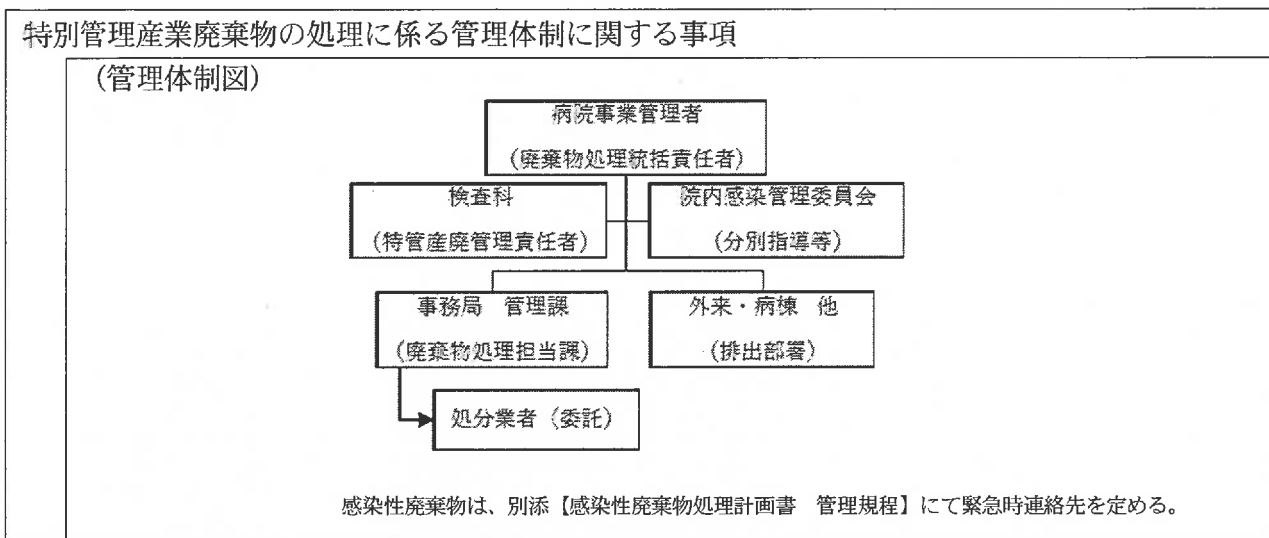
事業場の名称	川口市立医療センター
事業場の所在地	埼玉県川口市西新井宿180
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	510床
③従業員数	822人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 別添【感染性廃棄物処理計画書 管理規程】のとおり 引火性廃油 → 焼却(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)

(日本工業規格)





特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻(ダイオキシン類)
	排 出 量	494 t	1.1 t	2.5 t
	(これまでに実施した取組) ・適正な分別の徹底、周知 ・ラウンドによる現地確認			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻(ダイオキシン類)
	排 出 量	469 t	1.0 t	2.4 t
	(今後実施する予定の取組) ・適正な分別の徹底、周知 ・ラウンドによる現地確認 ・リーフレット等の配布			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○注射器、針等の鋭利なもの ○血液等付着物、おむつ、シャーレ等固形及び泥状のもの ○バイオハザードマークによる分類、分別の実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○注射器、針等の鋭利なもの ○血液等付着物、おむつ、シャーレ等固形及び泥状のもの ○バイオハザードマークによる分類、分別の実施

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻（ダイオキシン類）
	全処理委託量	494 t	1.1 t	2.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.1 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	75 t	0 t	2.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	419 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染性廃棄物は、東京都による「優良性基準適合認定制度」の認定を受けた業者に全量を委託。(処理業者にて熱回収及び再生利用処理を実施、熱回収約85%、その他再生利用約15%)</li> <li>・ 引火性廃油は全量優良認定処理業者に委託。</li> </ul>				

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻（ダイオキシン類）
	全処理委託量	469 t	1.0 t	2.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	71 t	0 t	2.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	398 t	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性廃棄物は、東京都による「優良性基準適合認定制度」の認定を受けた業者に全量を委託。(処理業者にて熱回収及び再生利用処理を実施、熱回収約85%、その他再生利用約15%)</li> <li>・引火性廃油は全量優良認定処理業者に委託。</li> </ul>				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	494 t		
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現行ほぼすべての産業廃棄物に対し電子情報処理組織を使用しているため、特になし。</p>			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 感染性廃棄物処理計画書

## 管理規程

令和5年4月1日  
川口市立医療センター

### 感染性廃棄物の処理について

- (1) 感染性廃棄物の処理については、川口市立医療センター開院に伴い管理規程を作成し、平成6年5月1日からこれにしたがい処理するものとする。
- (2) 感染性医療廃棄物の管理責任者を検査科主任とする。
- (3) 管理責任者指揮下の管理担当部局は事務局管理課とする。

### 感染性医療廃棄物処理

厚労省通達による「医療廃棄物処理ガイドライン」及び環境省通達による「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」により、院内感染防止、生活環境汚染及び公衆衛生上の観点から感染症を生じさせるおそれのある医療廃棄物（感染性廃棄物）を別途分別・収集・処理することを定めたものである。従って医療機関は、従来の産業廃棄物及び一般事業系廃棄物から感染性廃棄物をそれぞれ分別収集し、処理することを義務付している。

当医療センターでは管理規程に添って実施とする。

各部門から排出された感染性廃棄物の運搬は、敷地内の感染性廃棄物保管まで業者に委託するが、廃棄物は指定容器に入れ完全に密封した状態で業者に引き渡すように徹底する。

また、その他収集運搬業者への委託処理分についても、同様とする。

## 1 感染性廃棄物の発生状況

### ①発生場所

発生場所	廃棄物の種類
病棟・外来等	注射器、針等鋭利なもの、おむつ、血液等付着物
検査科	注射器、針、輸血セット、血液、試験管、シャーレ、培地等

### ②排出量（令和4年度）

廃棄物の種類	排出量（年）	排出量（月平均）
危険物・刃類等	64,614 kg	5,384.5 kg
感染物	429,065 kg	35,755.4 kg
合計	493,679 kg	41,139.9 kg

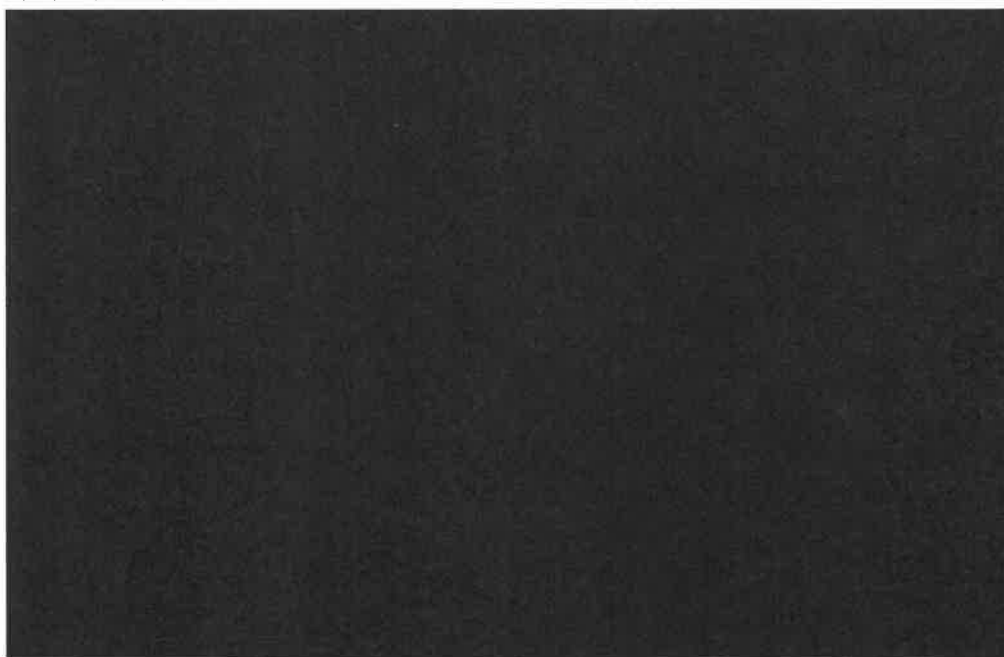


### 3 保管方法に関する事項

#### (1) 使用する密閉容器等の材質・寸法・色

	密 閉 容 器	ダンボール箱
材 質	プラスチック	紙 (ダブル構造)
寸 法	① 36 cm×36 cm×36 cm ② 30 cm×30 cm×30 cm ③ 43 cm×30 cm×55 cm ⑤ 28.5 cm×26 cm	35 cm×35 cm×38 cm
色	白色 (フタ・白色)	茶色

#### (2) 保管場所略図



### 4 中間処理に関する事項

#### (1) 中間処理施設 (委託の場合)

ア

イ



【別紙】

2 緊急時の連絡体制に関する事項

